

発南第5492号
平成25年11月15日

南部町行財政運営審議会
会長 様

南部町長 坂本 昭文

第三期南部町行政改革大綱について（諮問）

南部町行財政運営審議会条例（平成16年南部町条例第8号）第2条の規定により、次の事項について調査審議を求めます。

1. 諮問事項

- ・第三期南部町行政改革大綱推進項目について

2. 諮問理由

南部町では、平成18年に第一期南部町行政改革大綱を策定し、財政力・職員力・住民力の向上を「行政改革への3つの視点」として掲げ、指定管理者制度などの業務のアウトソーシング、職員の削減などによる人件費の抑制、職員人事評価、地域振興区制度の導入などを実施し、財政の健全化と良質な行政サービスの提供を目標とした行政改革の取り組みを進めて来ました。

また、平成22年に策定した第二期行政改革大綱では、第一期において推進してきた財政圧縮、人員削減、民間委託などの改革に加え、行政運営の仕組みを変革する構造的な改革のより一層の推進を図りながら行政改革を進めて来ました。

その結果、財政面においては健全化を示す健全化判断比率及び資金不足比率について健全基準を達成することが出来、厳しい財政状況にありながらも、健全な財政運営を行っております。

しかしながら、少子高齢化・人口減少の進行による税収減、交付税の一本算定による交付税の削減など、今後も厳しい財政状況が続くことを懸念しており、その対策を含めた抜本的な改革が急務であると考えております。

今後も南部町を持続的に発展させ、安心して暮らせるまちづくりを行うため、平成26年度から実施する行政改革の指針として策定する第三期行政改革大綱推進項目について、貴審議会に諮問します。